

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和7年1月10日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 年末たすけあい活動協力お礼について
- (3) 令和6年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔12月26日（木）～1月8日（水）分〕

○お金の寄付は、 内訳	合計	31件	542,951円
自由預託金		4件	80,690円
災害復興支援指定金（令和6年能登半島豪雨・地震支援へ）		2件	15,500円
チャリティーボックス募金		4件	45,267円
年末助け合い募金		20件	399,294円
一般寄付金		1件	2,200円

今週の主な寄付は、竹内真弓様から年末たすけあいとして136,152円をご寄付下さいました。その他19件263,142円の年末たすけあいへと寄付がありました。年末たすけあい活動に活用しました。

○品物の寄付は、カレンダー、食品、日用品等29件ありました。

主な品物として、お寺からお餅・食品等、またJA豊橋女性部会様より日用品等、沢山をご寄付下さいました。東三河の希望する福祉施設にお渡ししました。

(2) 令和6年年末たすけあい活動協力のお礼について

豊橋善意銀行は12月1日から12月28日まで年末たすけあい活動を呼び掛けさせていただきました。皆様のご支援をいただき今年も計画していた年末の活動をすべて終えることができました。心から感謝申し上げます。なお、今後は福祉関係者の小学校、中学校への入学・進学及び卒業生へのお祝い活動をしていきます。

活動詳細については「豊橋善意銀行だより」の2月号で報告します。

(3) 令和6年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和6年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。